

# 院内ヒアリング集会

## IAEA「深層防護第5層」の実効性を問う

### ～規制委・内閣府は3.18水戸地裁判決をどう受けとめたか？

日時：2021年7月 13時～17時（ヒアリング：14時～16時）

場所：

出席依頼：内閣府 + 原子力規制庁

紹介議員：衆議院山崎誠議員

主催：再稼働阻止全国ネットワーク

#### 質問書

私たちは、原子力規制委員会が策定した「新規制基準」とそれによる審査は、緩やかに過ぎ合理性を欠くと考えている。今回は、その中でIAEA深層防護の第5層に該当する審査に着目しヒアリングする。

#### I IAEA深層防護

IAEAが定めた深層防護について確認する。

#### 1 水戸地裁判決（3月18日、東海第二）

水戸地裁判決の概要を確認する。

「東海第二原発運転差止訴訟」において2021年3月18日に水戸地方裁判所は要旨次の判決を言い渡した。

#### 【判決要旨から】

<第1 主文 1>

被告は、…との関係で、…において、東海第二発電所の原子炉を運転してはならない。

<第3 理由の骨子>

当裁判所は、…具体的危機とは、深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分なことをいうものと解した上で、…、避難計画等の第5の防護レベルについては、本件発電所の原子力災害対策重点区域であるPAZ及びUPZ（概略半径30km）内の住民は94万人余に及ぶところ、原子力災害対策指針が定める防護措置が実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられているというにはほど遠い状態であり、防災体制は極めて不十分であるといわざるを得ず、PAZ及びUPZ内の住民である原告79名との関係において、その安全性に欠けるところがあると認められ、人格権侵害の具体的危険があると判断した。

<第4 各争点についての判断の要旨>から

（3頁19行目）原子力規制委員会は、IAEAの上記深層防護の考え方を踏まえ、原子炉等規制法の委任を受けて制定した設置許可基準規則等の原子力規制委員会規則において、第1から第4の防護レベルに相当する安全対策を規定し、避難計画等の第5の防護レベルの安全対策は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法によって措置がされることにより、発電用原子炉施設の安全が図られるとしており、我が国においても、発電用原子炉施設の安全性は、真相防護の各防護レベルをそれぞれ確保することにより図るものとされていることから、深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるとすることはできず、周辺住民の生命、身体が侵害される具体的危険があるというべきである。

……、国際的な基準を踏まえ深層防護の考え方を取り入れたものといえるから、差止めの要件となる具体的危険の検討に当たり、重要な指標となるものである。

質問1-1 この事実を確認願います。

質問1-2 この判決をどう受け止めたかをお答え願います。

## 2 IAEA深層防護とは

判決で述べられている「深層防護」はIAEAが定めているもので概略次と理解しています。

TABLE I. LEVELS OF DEFENCE IN DEPTH

Levels of defence in depth	Objective	Essential means
Level 1	Prevention of abnormal operation and failures	Conservative design and high quality in construction and operation
Level 2	Control of abnormal operation and detection of failures	Control, limiting and protection systems and other surveillance features
Level 3	Control of accidents within the design basis	Engineered safety features and accident procedures
Level 4	Control of severe plant conditions, including prevention of accident progression and mitigation of the consequences of severe accidents	Complementary measures and accident management
Level 5	Mitigation of radiological consequences of significant releases of radioactive materials	Off-site emergency response

(Defence in Depth in Nuclear Safety INSAG-10 より)

表1 深層防護レベル

	防護レベル	目的	目的達成に不可欠な手段
プラントの当初設計	レベル1	異常運転や故障の防止	保守的設計および建設・運転における高い品質
	レベル2	異常運転の制御および故障の検知	制御、制限および防護系、ならびにその他サーベランス特性
	レベル3	設計基準内への事故の制御	工学的安全施設および事故時手順
設計基準外	レベル4	事故の進展防止およびシビアアクシデントの影響緩和を含む、過酷なプラント状態の制御	補完的手段および格納容器の防護を含めたアクシデントマネジメント
緊急時計画	レベル5	放射性物質の大規模な放出による放射線影響の緩和	サイト外の緊急時対応

出所：深層防護レベル (INSAG-10 6頁のTable 1) 「原子力安全の基本的考え方について」第[編]別冊 深層防護の考え方, AESJ-SC-TR005(ANX):2013, p.51

## Level 5について(INSAG-10 P.12から、仮訳)

### レベル5:放射性物質の重大な外部放出による放射線影響の緩和

48. 上述の努力がシビアアクシデントの影響を制限する上で効果的であると期待される場合であっても、敷地外緊急時計画を却下することは深層防護と矛盾するであろう。これらの計画は、そのような非常に起こりそうもない状況で起こると予想される曝露のレベル、および介入を構成する短期および長期の防護措置に関する情報を収集し、評価する機能をカバーしている。責任当局は、運転組織及び規制機関の助言に基づいて対応する措置をとる。

49. 敷地外緊急時手順は、運転組織及び担当当局と協議して準備され、国際協定を遵守しなければならない。敷地内外の緊急時計画は、関係する組織の準備を確実にするために必要な範囲で、定期的に実施される。

質問2-1 原子力規制委員会も同様の表を明示しているのであれば教えてください。

質問2-2 深層防護確保の確認をしているとすればどのようにしているか教えてください。

質問2-3 3. 1 1 事故前は、どのようにして深層防護を守ろうとしていたのかを教えてください。

質問2-4 3. 1 1 事故後には大飯原発に対してストレステスト（1次）を実施していました。ストレステストと深層防護との関係を教えてください。

質問2-5 原子力規制委員会が「新規制基準」を策定して深層防護をどのように達成することとしたのですか？

### 3 深層防護第5層について

質問3-1 3. 1 1 事故前は、どのようにして深層防護第5層を達成しようとしていたのかを教えてください。

質問3-2 原子力規制委員会が発足して、国会承認を得る前に、原子力災害対策指針を策定したことが初仕事の様な印象があります。策定の経緯・主旨を教えてください。

質問3-3 原子力規制委員会が「新規制基準」を策定して深層防護第5層をどのように達成することとしたのですか？ 達成できていると思いますか？

質問3-4 原子炉立地審査指針では以下の定めがありました。立地指針と「新規制基準」と深層防護第5層（特にIAEAの安全基準体系の「立地評価要件」NS-R-3）などとの関係を教えてください。

#### <I. 原子炉立地審査指針

##### 1. 基本的考え方

##### 1.1 原則的立地条件

原子炉は、どこに設置されるにしても、事故を起さないように設計、建設、運転及び保守を行わなければならないことは当然のことであるが、なお万一の事故に備え、公衆の安全を確保するためには、原則的に次のような立地条件が必要である。

(1) 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと、また、災害を拡大するような事象も少ないこと。

(2) 原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること。

(3) 原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること。>

質問3-5 例えばNS-R-3で定められた次の項目は誰がどこで判断しているのでしょうか？

#### <4. 立地地点の特徴と当該地域における原子炉等施設の潜在的影響

放射性物質の大気中の分散

地表水を通しての放射性物質の分散

地下水を通しての放射性物質の分散

人口分布

#### 4 世界の深層第5層の達成

IAEAの深層防護第5層は世界のどこでも達成しないとけないと思います。

質問4-1 原子力発電をしている各国では深層防護第5層をどのように達成しようとしているのですか？ 深層防護第5層をどのように規制に取り入れているのですか？

フランス、イギリス、ドイツ、米国、韓国、中国について、それぞれ具体的に教えて下さい。

#### 5 米国ニューヨーク州ロングアイランドのショアハム原子力発電所について

【注】ショアハム発電所は、アメリカ合衆国ニューヨーク州サフォーク郡イーストショアハムにある原子力発電所である。沸騰水型。ロングアイランド電灯会社（LILCO）によって1972年より建設が開始され、84年に完成したが、スリーマイル島原子力発電所事故やチェルノブイリ原子力発電所事故を受けた地域住民の反対運動の中、営業運転を行わないまま1989年に廃炉が決まった。

質問5-1 米国ニューヨーク州のショアハム発電所は深層第5層が達成できなくて廃炉になったと言われています。その経緯を教えてください。

## II 日本の深層防護第5層

### 1 日本の確保規定

本年3月、4月の衆議院の委員会での政府答弁に基づいて質問します。

(1) 衆議院経済産業委員会（2021年3月31日、4月14日）

○梶山経産相 しっかりとした避難計画がない中で、建設中の原発への核燃料の装荷や再稼働が実態として進むことはないと考えており、避難計画の策定をしっかりと支援をしまいるのが国の役割であると考えています。

○梶山経産相 再稼働までの原子力防災会議において了承されていることが必要。原子力防災会議で了承されるまでの間は避難計画がない中でという理解（議員質問にうなづく）。

○梶山経産相 避難計画の策定は原発の稼働や再稼働の法定上の要件とはなっていませんけれども…。

○梶山経産相 過去一貫して、再稼働した原子力発電所には避難計画が策定されているという事実。

○梶山経産相（4月14日） 燃料装荷というタイミングで捉えて避難計画をとという点については法律上の定めはございませんけれども、住民の安全という点から考えますと、市町村でしっかり策定されるものだと思っております。

以上について、深層防護第5層と法律上の立てつけとの関係を説明願います。

(2) 衆議院原子力問題調査特別委員会（2021年4月8日）

○更田原子力規制委員会委員長 適合している炉であっても、百テラベクレル以上の放出を起こす事故の可能性を否定するべきではないというのが規制委員会の立場でございます。

○江島経産副大臣 避難計画でありますけれども、これは原子力発電所の稼働の要件ではないんですが、ただ、地元の安全、安心の観点から、稼働するしない、これに一切かかわらず策定することが必要なものと考えております。

○江島経産副大臣（避難計画の）いわゆる策定期間というのは特段の定めは、災害基本法の中には、承知しておりません。

質問1-1 以上から、百テラベクレル以上の放出の可能性があるにも拘らず、避難計画ができていなくても原子力発電の稼働を容認するということですか？

これは、明らかに深層防護第5層違反ではありませんか？

## 2 深層防護全5層及び深層第5層の確認の実績

既に9基の原発の稼働が認められ稼働した実績があります。

質問2-1 深層防護第1層～第4層の達成をどのように確認したかを簡単に説明願います。

質問2-2 次の原発について深層防護第5層の達成をどのように確認したか教えてください。

誰が審査をしたのでしょうか？

原子力規制委員会 と 国(省庁) と 道府県市町村 と 発電事業者 の役割分担と責任を明確に説明願います。

川内1・2号、大飯3・4号、高浜3・4号

質問2-3 運転期間延長を認められた44年超えの次の老朽原発については深層第5層をどのように達成確認するのですか？

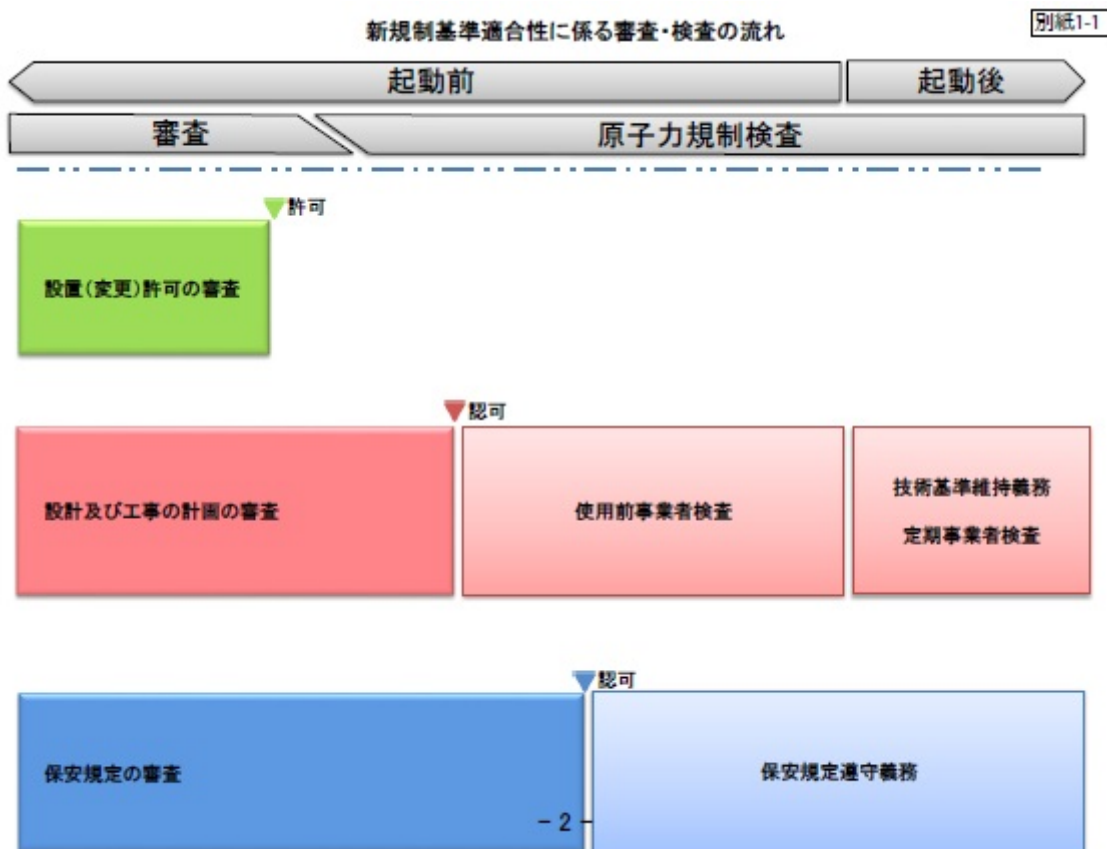
美浜3号、高浜1・2号、東海第二

## 3 深層防護第5層達成の改善

以上から、私たちは深層第5層確保の仕組みの改善が必要だと考えます。

質問3-1 現在の仕組みの中で、深層防護第5層が未達ゆえに原発の稼働を止めたことがありますか？ 未達ゆえに止めることができますか？

質問3-2 IAEA深層防護の考え方を踏まえれば、深層防護第5層の達成を「新規制基準」の設置(変更)許可の審査段階から確認することが必要だと思います。そしてそれを総ての原子力発電所の適用するべきと考えます。できませんか？ できないのであればその理由を教えてください。



質問3-3 NS-R-3に記載された立地評価要件を満たす為には、「立地審査指針」を再整備する必要があるのではないですか？

以上